

**2022年3月期（第26期）  
第2四半期 決算説明会**

(2021年7月～9月)

2021年11月5日

日本通信株式会社

**はじめに**

**代表取締役会長**

**三田 聖二**

# 第2四半期決算の概要

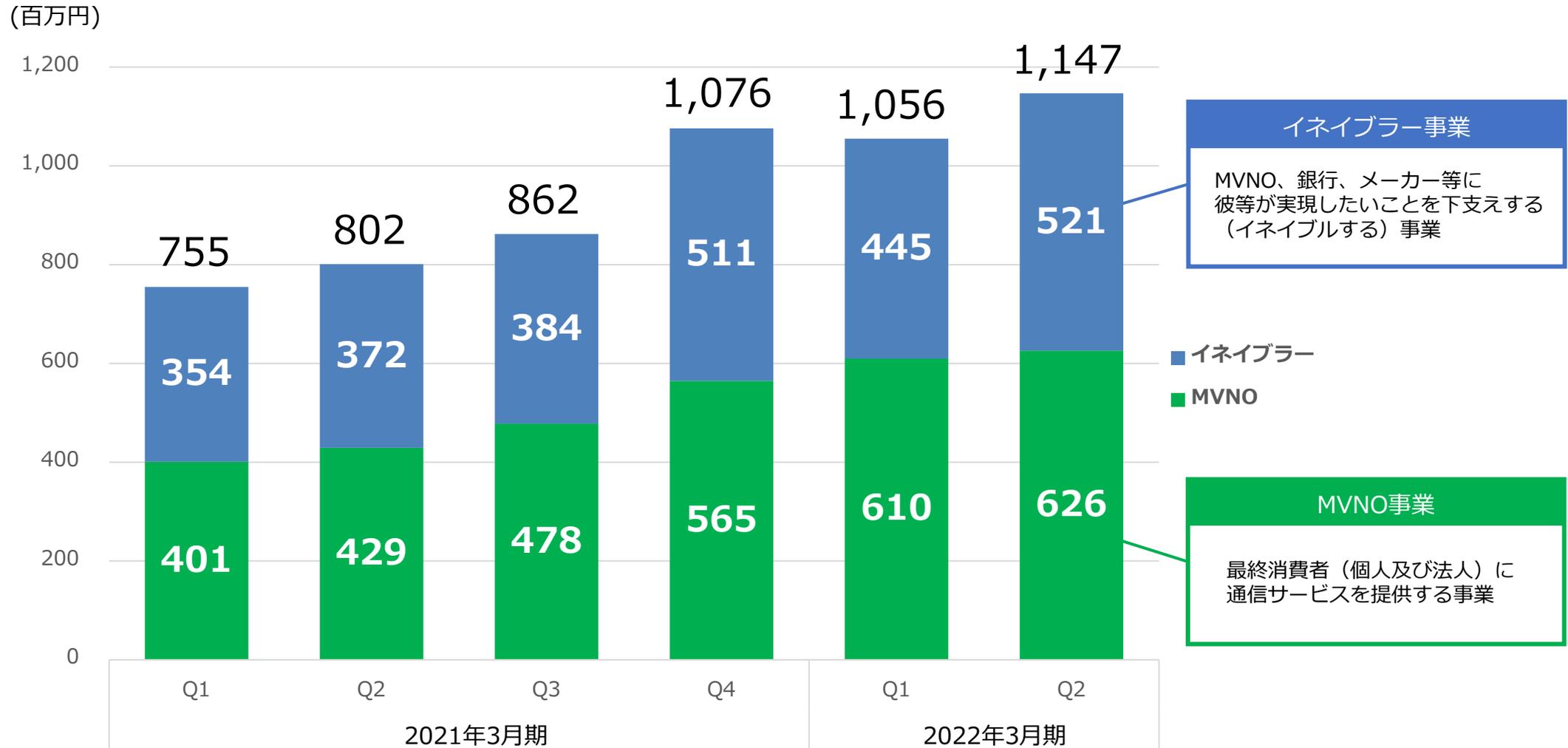
代表取締役社長

福田 尚久

# 第2四半期 実績 (連結)

| 単位：百万円<br>百万円未満切捨て   | Q2 22/3期            | 前四半期                |                 | 前年同期               |                   |
|----------------------|---------------------|---------------------|-----------------|--------------------|-------------------|
|                      |                     | Q1 22/3期            | 増減              | Q2 21/3期           | 増減                |
| 売上高                  | <b>1,147</b> 100.0% | <b>1,056</b> 100.0% | <b>91</b> 8.6%  | <b>802</b> 100.0%  | <b>344</b> 43.0%  |
| 売上原価                 | <b>724</b> 63.1%    | <b>638</b> 60.4%    | <b>86</b> 13.5% | <b>631</b> 78.6%   | <b>93</b> 14.8%   |
| 売上総利益                | <b>423</b> 36.9%    | <b>418</b> 39.6%    | <b>5</b> 1.2%   | <b>171</b> 21.4%   | <b>251</b> 146.8% |
| 販売費及び一般管理費           | <b>394</b> 34.4%    | <b>393</b> 37.3%    | <b>0</b> 0.2%   | <b>366</b> 45.7%   | <b>27</b> 7.6%    |
| 営業利益                 | <b>28</b> 2.5%      | <b>24</b> 2.3%      | <b>4</b> 18.0%  | <b>▲195</b> ▲24.3% | <b>223</b> -      |
| 経常利益                 | <b>31</b> 2.7%      | <b>25</b> 2.4%      | <b>5</b> 23.1%  | <b>▲198</b> ▲24.7% | <b>229</b> -      |
| 親会社株主に帰属する<br>四半期純利益 | <b>35</b> 3.1%      | <b>28</b> 2.7%      | <b>7</b> 24.8%  | <b>▲199</b> ▲24.8% | <b>235</b> -      |

## 四半期売上



# バランスシート（連結）

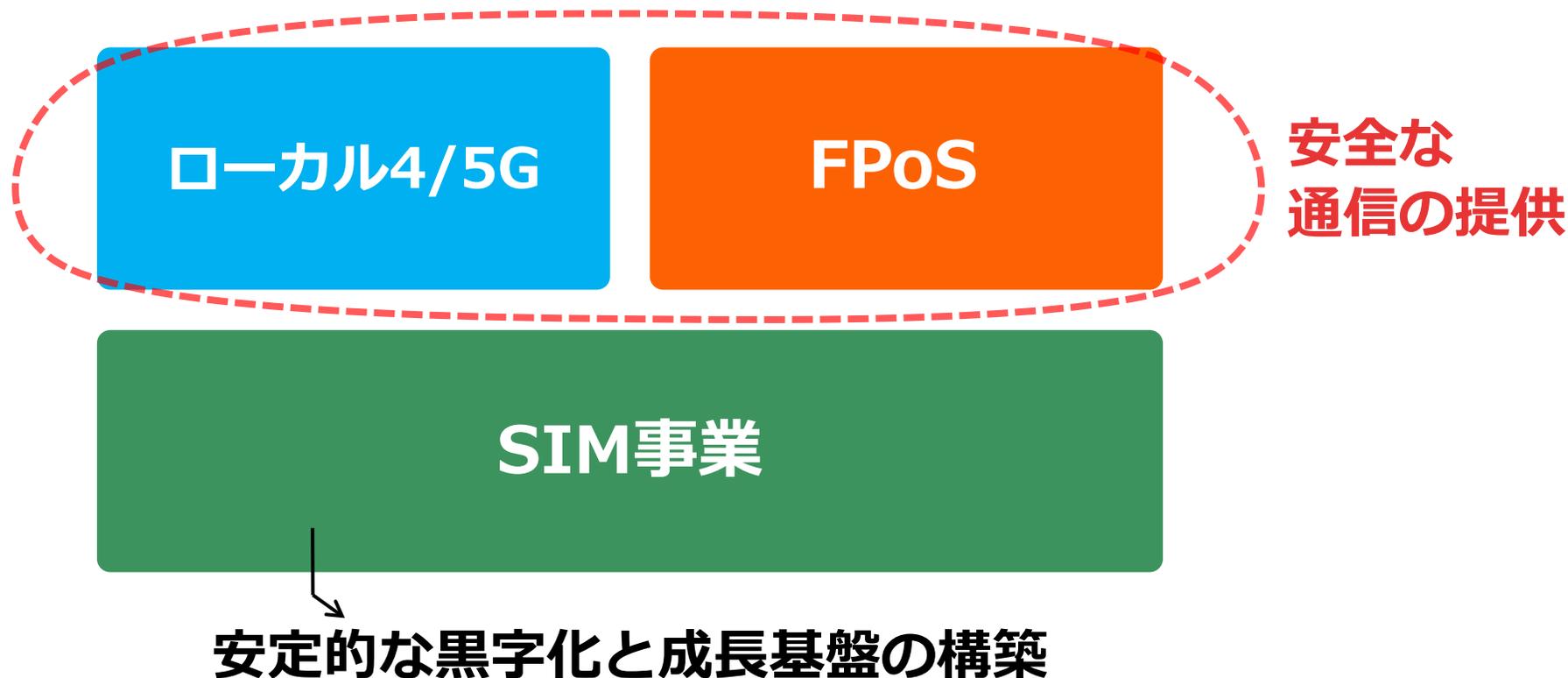
| 単位：百万円<br>百万円未満切捨て | Q2 22/3期 | 前四半期     |      | 前年同期     |     |
|--------------------|----------|----------|------|----------|-----|
|                    |          | Q1 22/3期 | 増減   | Q2 21/3期 | 増減  |
| 流動資産               | 1,378    | 1,600    | ▲222 | 1,087    | 291 |
| 現金及び預金             | 867      | 1,082    | ▲215 | 616      | 251 |
| 売掛金                | 341      | 342      | ▲0   | 266      | 75  |
| 商品等                | 69       | 79       | ▲10  | 123      | ▲53 |
| その他流動資産            | 104      | 99       | 4    | 91       | 13  |
| 貸倒引当金              | ▲4       | ▲3       | ▲0   | ▲9       | 5   |
| 固定資産               | 482      | 451      | 31   | 228      | 253 |
| 有形固定資産             | 109      | 98       | 11   | 12       | 97  |
| 無形固定資産             | 173      | 155      | 18   | 26       | 147 |
| 投資その他              | 199      | 197      | 2    | 190      | 9   |
| 繰延資産               | 3        | 4        | ▲0   | 7        | ▲3  |
| 資産合計               | 1,865    | 2,056    | ▲191 | 1,323    | 541 |
| 流動負債               | 1,263    | 1,593    | ▲329 | 1,124    | 139 |
| 買掛金                | 693      | 962      | ▲269 | 610      | 83  |
| 前受収益               | 120      | 148      | ▲28  | 133      | ▲13 |
| 借入金                | -        | 4        | ▲4   | 51       | ▲51 |
| その他流動負債            | 450      | 477      | ▲27  | 328      | 121 |
| 固定負債               | 32       | 29       | 3    | 20       | 12  |
| 負債合計               | 1,296    | 1,622    | ▲326 | 1,144    | 151 |
| 純資産                | 569      | 434      | 134  | 178      | 390 |
| 負債純資産合計            | 1,865    | 2,056    | ▲191 | 1,323    | 541 |

# キャッシュ・フロー計算書（連結）

| 単位：百万円<br>百万円未満切捨て | Q2 22/3期 | 前四半期     |      | 前年同期     |     |
|--------------------|----------|----------|------|----------|-----|
|                    |          | Q1 22/3期 | 増減   | Q2 21/3期 | 増減  |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー   | ▲228     | 134      | ▲363 | ▲275     | 47  |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー   | ▲82      | ▲132     | 49   | ▲10      | ▲72 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー   | 95       | 54       | 41   | ▲5       | 101 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額   | 0        | ▲0       | 0    | 0        | ▲0  |
| 現金及び現金同等物の増減額      | ▲215     | 56       | ▲271 | ▲291     | 76  |
| 現金及び現金同等物の期首残高     | 1,082    | 1,025    | 56   | 907      | 174 |
| 現金及び現金同等物の期末残高     | 867      | 1,082    | ▲215 | 616      | 251 |

# 日本通信の事業戦略

- ✓ 2016年1月に新事業戦略として発表
- ✓ FinTechプラットフォームについては、2017年8月に公表



FPoS: Fintech Platform over SIM、エフポス  
スマホで安全・安心な金融取引等を実現できる当社の特許技術

# FPoSの基盤づくりは最終局面

- 電子認証局の設立 (CA: Certificate Authority) → 登録局は7月に設立完了

技術基盤

→ 認証局は今月設立完了予定

- 電子署名法の認定

市場性の基盤

→ 2021年1月 申請済み

調査機関による調査が進行中

- 電子決済等代行業者

事業認可基盤

→ 2021年7月 当社としての手続きは完了しているため  
届出受理される見込

- FPoS事業会社であるmy FinTech株式会社の株主構成を強化

実行基盤

→ 2021年7月30日 完了

|                              |         |
|------------------------------|---------|
| 日本通信株式会社                     | 71.090% |
| 日本エイ・ティー・エム株式会社              | 21.325% |
| 株式会社クライム                     | 4.741%  |
| デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 | 2.843%  |

# FPoSの基盤づくりは最終局面

 アップデート

- 電子認証局の設立 (CA: Certificate Authority) → 登録局は7月に設立完了

技術基盤

→ 認証局は今月設立完了予定

- 電子署名法の認定

市場性の基盤

ノーコメント

→ 2021年1月 申請済み

調査機関による調査が進行中

- 電子決済等代行業者

事業認可基盤

8月10日付で  
認可取得

→ 2021年7月 当社としての手続きは完了しているため  
届出受理される見込

- FPoS事業会社であるmy FinTech株式会社の株主構成を強化

実行基盤

→ 2021年7月30日 完了

|                              |         |
|------------------------------|---------|
| 日本通信株式会社                     | 71.090% |
| 日本エイ・ティー・エム株式会社              | 21.325% |
| 株式会社クライム                     | 4.741%  |
| デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 | 2.843%  |

# 9月29日に施行された省令改正

住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する総務省令等の改正（2021年9月29日施行）により、オンライン申請における本人確認方法が明確化された。

（電子情報処理組織による請求等に係る適用除外）

第二十二條 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」という。）第4条第1項の規定により、法第11条第1項、第11条の2第1項、第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項及び第2項、第12条の4第1項並びに第15条の4第1項から第4項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申請等）

第四條 2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

## 意見公募の結果より、総務省の考え方を一部抜粋※1（2021年9月29日に総務省が公表）

総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされているものであることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの要件を満たしていない手段を採用することは適切でない

※1 出典) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果線は当社にて挿入いたしました。

# FPoSは信頼できる唯一のスマホIDへ

9月29日の省令改正

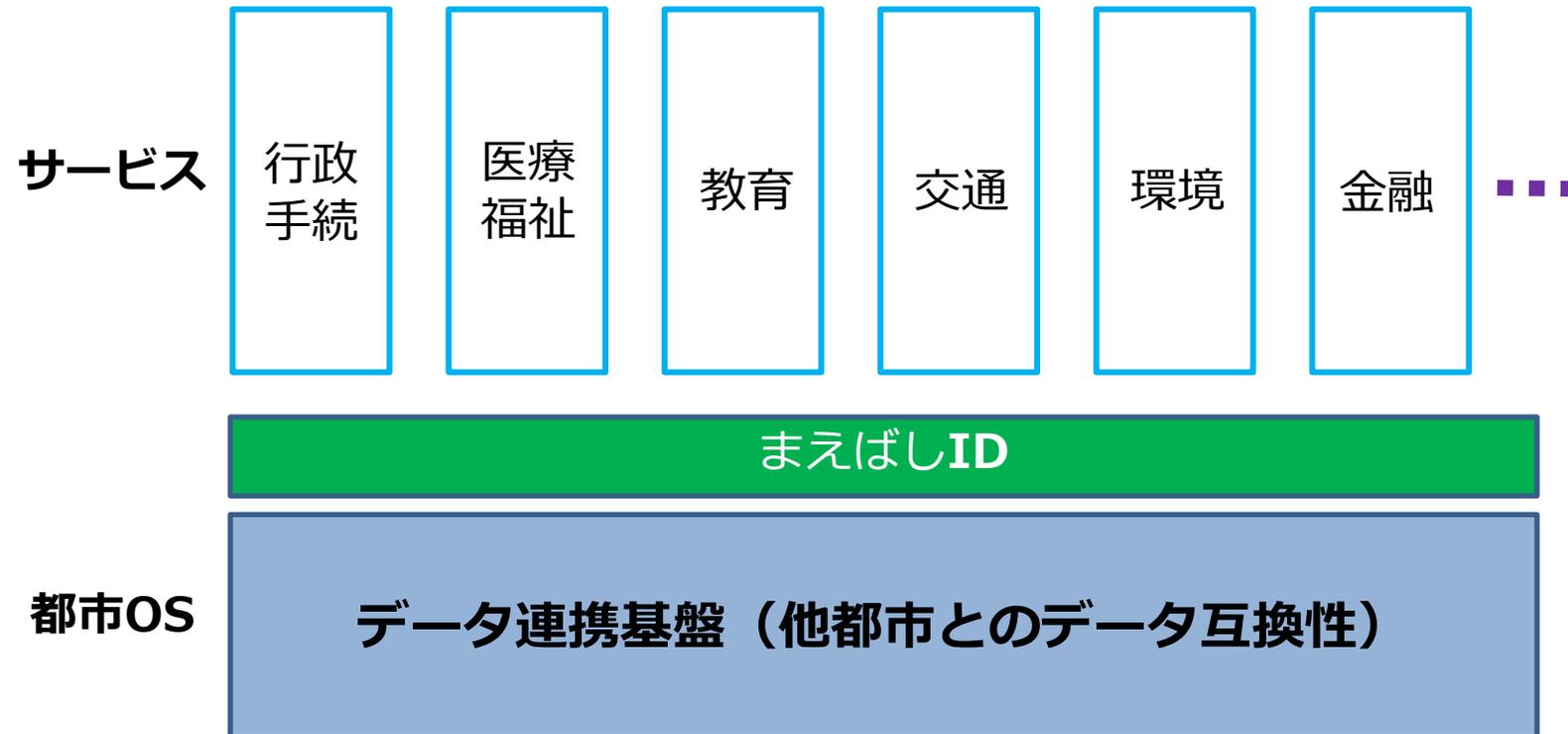
十 電子署名法の認定がおりた時

## FPoS

|  | ①マイナンバーカード<br>電子証明書  | ②電子署名法の<br>認定電子証明書<br>(スマホに発行するものとして<br>全国初)  | ③その他のスマホID  |
|--|--|---|---|
| 媒体   |  |  |  |
| 安全性と<br>利便性  | 安全性  |   | 利便性   |
| 9月29日施行の省<br>令改正に基づく<br>本人確認が求めら<br>れる手続における<br>利用可否 | 可能   | 可能  | 不可  |

# スーパーシティ／スマートシティ

まえばしIDは社会課題を解決するアプリケーションを際限なく提供できる



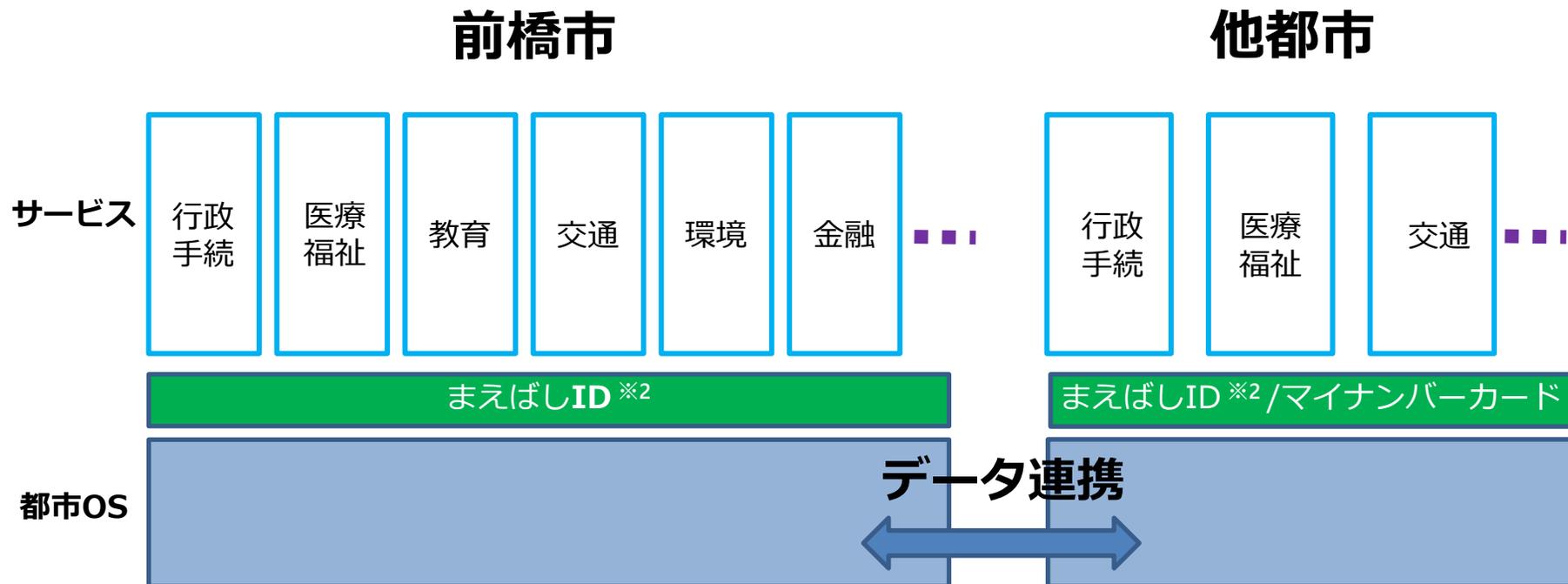
# 前橋プロジェクトの他都市との連携

## デジタル&ファイナンス活用による未来型政策協議会

日本PFI・PPP協会※<sup>1</sup>に事務局を設置して設立予定

発起人：群馬県前橋市長、北海道江別市長、長崎県大村市長

2021年10月1日 3市長による記者会見で全国の自治体に参加を呼びかけ

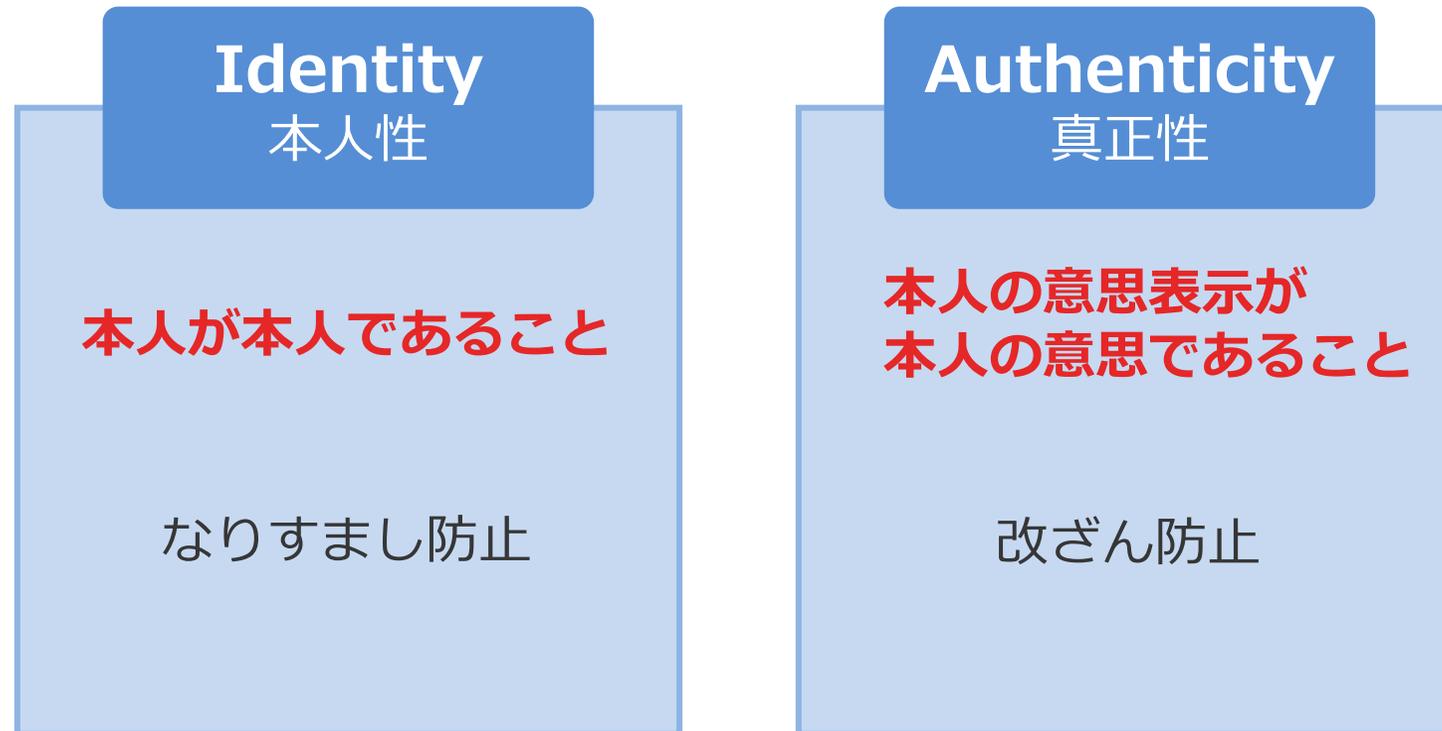


※<sup>1</sup> PFI（民間資金を活用した社会資本整備）の民間推進組織で行政会員の住民人口合計は1億人を超える

※<sup>2</sup> 他都市でのまえばしIDのプラットフォーム活用に伴い、名称は変更される予定です。

# FPoSの2つの価値

FPoSは「本人性」と「真正性」の両方を提供する



# 電子署名法による認定認証業務一覧

## 電子署名法の認定がおりた時

|    | 会社名                     | 認証業務の名称                  | 認定日         |
|----|-------------------------|--------------------------|-------------|
| 1  | 株式会社日本電子公証機構            | 株式会社日本電子公証機構認証サービスiPROVE | 2001年12月14日 |
| 2  | セコムトラストシステムズ株式会社        | セコムサポート for G-ID         | 2002年 7月 4日 |
| 3  | 東北インフォメーション・システムズ株式会社   | TOiNX電子入札対応認証サービス        | 2002年12月10日 |
| 4  | 株式会社帝国データバンク            | TDB電子認証サービスTypeA         | 2003年 2月 5日 |
| 5  | NTTビジネスソリューションズ株式会社     | e-Probatio PS2 サービス      | 2005年11月 9日 |
| 6  | 三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 | DIACERTサービス              | 2014年2月6日   |
| 7  | 日本電子認証株式会社              | AOSignサービスG2             | 2014年7月31日  |
| 8  | 三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 | DIACERT-PLUSサービス         | 2015年1月21日  |
| 9  | NTTビジネスソリューションズ株式会社     | e-Probatio PSA サービス      | 2016年11月1日  |
| 10 | my FinTech株式会社          | my電子証明書                  | 2021年●月●日   |

ICカード  
ベース

スマホ  
ベースで初

# 日本通信の事業戦略

ローカル4/5G

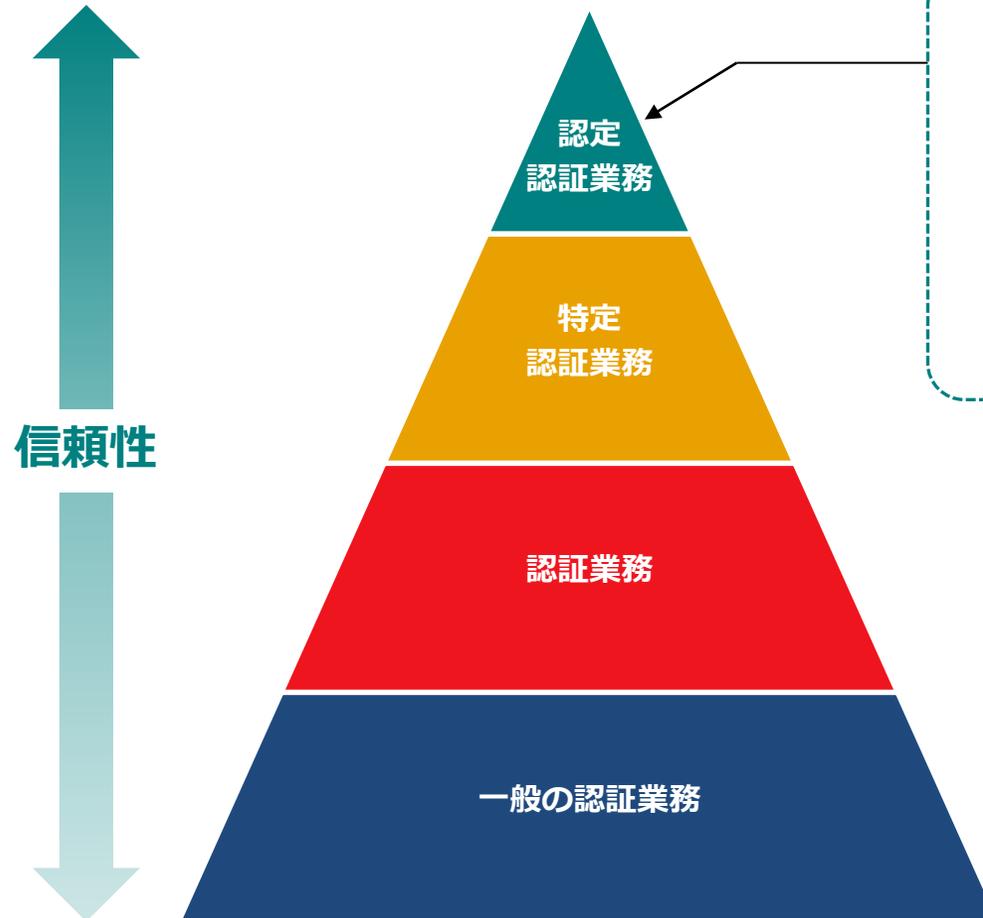
FPoS

SIM事業

FPoS: Fintech Platform over SIM、エフポス  
スマホで安全・安心な金融取引等を実現できる当社の特許技術

# Appendix

# 最も信頼性の高い認証業務



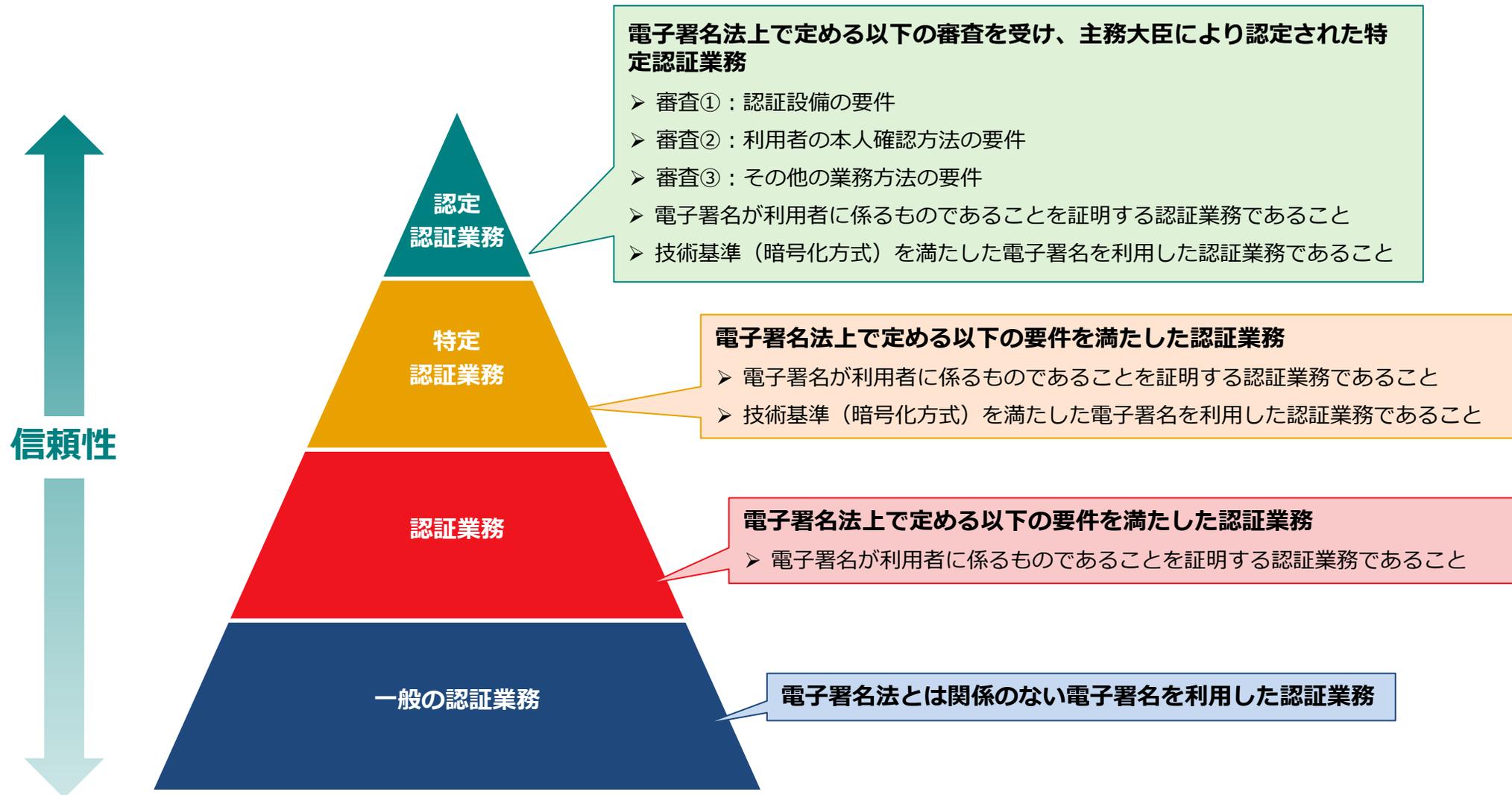
認定認証業務については、電子署名法施行規則第6条において「認定を受けた認証業務」と規定されており、特定認証業務であり、電子署名法で規定している設備や業務方法の基準に適合し、主務大臣（総務大臣、法務大臣、経済産業大臣）の認定を受けた認証業務のことで、最も信頼性の高い認証業務と言えます。

- ※JIPDEC（電子署名法第17条第1項の規定に基づく指定調査機関）のウェブサイトより一部抜粋。
- ※            線は当社にて挿入いたしました。
- ※電子署名法に関する業務は、2021年9月1日ををもってデジタル庁及び法務省に移管されました。



認定されると、  
スマートフォンに搭載する電子証明書として  
初めての電子署名法の認定になる。

# 認証業務の種別



## ●犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

## ○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

ㄥ 当該顧客等から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下この項において「電子署名法」という。）**第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書**（当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限り。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

ㄗ 当該顧客等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。）**第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書**及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法（特定事業者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限り。）

## ●携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

（契約締結時の本人確認義務等）

第三条 携帯音声通信事業者は、携帯音声通信役務の提供を受けようとする者との間で、役務提供契約を締結するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該役務提供契約を締結しようとする相手方（以下この条及び第十一条第一号において「相手方」という。）について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

一 自然人 氏名、住居及び生年月日

## ○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）

（用語）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。次号において「電子署名法」という。）第二条第一項の電子署名をいう。

五 電子証明書 自然人にあつては、**電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書**（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）**第四条第一号に規定する電子証明書をいう。**）であつて氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）**第三条第六項の規定により地方公共団体情報システム機構が発行する同条第一項に規定する署名用電子証明書を**いい、法人にあつては、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。

（本人確認の方法）

第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。） 次に掲げる方法のいずれか

ㄗ 電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法

総務省資料より抜粋

※ 線は当社にて挿入いたしました。



日本通信のミッション

Secure & Reliable  
Transportation of Data

安全・安心にデータを運ぶ

<ご注意>

本資料に記載された見解、見通し、および予測等は、本資料作成時点での当社の判断によるものです。当社では、これらの情報の正確性を保証するものではありません。また、今後の市場環境の変化等の様々な要因により、今後の見通しおよび予測等が本資料とは異なるものとなる可能性があります。何卒ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

本資料に記載されている会社名、商品名などは該当する各社の商標または登録商標です。